

平成28年(モ)第4041号 保全異議申立事件

(基本事件：平成28年(ヨ)第154号 仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 示現舎合同会社

2016年10月12日

## 準備書面1

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士

河村 健 夫



同

山本 志 都



同

指宿 昭 一



同

中井 雅 人



債権者らは、債務者の平成28年7月14日付保全異議申立書に対し、以下のとおり主張を補充する。

## 第1 債権者解放同盟の業務を円滑に行う権利の侵害について

債権者解放同盟の業務を円滑に行う権利は、債務者の行為によって、多面的な侵害を受けている。第一に、債務者の行為は、これまで債権者解放同盟の活動によって、行政や企業との関係で積み重ねてきた成果を無に帰するような効果を有するため、そのことによって、従前の業務と継続性をもって行われることが予定されている債権者解放同盟の業務が実質的に阻害されるという侵害が発生している。これと密接に関連する、第二に、債務者の差別助長行為に触発された第三者あるいは債務者自身の行為への対応を余儀なくされることにより、債権者解放同盟の日常的な業務に支障が出るという形での具体的な妨害が生じる。第三に、構成員である同盟員の人格権が侵害されたことにより、総体としての団体の業務遂行への妨害が発生している。

そして、これらの権利侵害は、それぞれ債権者解放同盟という団体の性格と密接不可分に関連しているので、まず、債権者解放同盟の設立の趣旨や活動目的（「業務」）について概観し、その後、上述した3つの側面について主張を補足する。

### 1 債権者解放同盟の概要

#### (1) 部落解放同盟の設立の目的

部落解放同盟は、「部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的」（甲1）として設立されている団体である。

この設立目的については、2011年に作定された綱領によれば「部落民とすべての人びとを部落差別から完全に解放し、もって人権確立社会の実現を目的とする」団体（甲31）、あるいは、2009年3月に採択された部落解放同盟行動指針でも、「日本社会における部落差別の撤廃を基軸とした取り組みを通して、あらゆる差別の撤廃をめざしながら、国内外の人権・平和・環境を中心とした社会正義を追求する運動体」と

規定され（甲 3 2）、具体化されている。

この団体としての目的は、部落解放、被差別部落・部落民に対する差別の撤廃に関する、戦前からの長い歴史に裏付けられたものである。

1922年全国水平社創立大会では、「我々特殊部落民は部落民自身の行動によつて絶対の解放を期す。我々特殊部落民は絶対に経済の自由と職業の自由を社会に要求し以て獲得を期す。我等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向つて突進す」という綱領が採択された。また、日本における最初の「人権宣言」として名高い水平社宣言は、「過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた我等の為の運動が、何等の有難い効果を齎(もた)らさなかつた事實は、夫等(それら)のすべてが我々によつて又他の人々に依つて毎(つね)に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そして、これ等の人間を勦(いたわ)るかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際我等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集団運動を起せるは寧ろ必然である」として（甲 3 3）、自らが差別と闘うことで、自らを解放し、社会に人権を確立していくという運動の方向性を示している。つまり、債権者部落解放同盟は、その前身である水平社時代から一貫して、部落差別を中心とした差別と闘い、ひいては人権が尊重される社会を作るということを目的としてきたのである

## (2) 債権者部落解放同盟の構成員

そして、債権者解放同盟は、前項のごとき「目的を達成するために部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体」（規約 3 条）である。そして、ここでいう「部落住民」とは被差別部落に現在居住している人、「部落出身者」は被差別部落にかつて居住していた人をさし、これら「部落民」は、部落差別を受ける可能性がある人たちだ。債権者部落解放同盟は、自ら差別と闘うという目的遂行のために、部落

住民、部落出身者で構成されているのである。

### (3) 債権者部落解放同盟の「業務」

では、債権者部落解放同盟の「業務」とは何か。

綱領では、部落解放運動が「あらゆる差別を許さない社会意識と社会構造をつくりだし、差別から自由な人間変革をかちとる」ことをめざすとして、「憲法の基本精神の具体化」が活動の根幹にあるとしており（甲31）、綱領解説も「部落解放運動は憲法の基本精神の具体化を追求」として、以下のとおり、その具体的内容について触れている。「部落解放同盟は、近代日本社会の差別の社会的容認という状況のもとで、身命を賭して差別糾弾闘争を敢行し、不当な差別への異議申し立てをおこなってきた。これらの厳しい闘いは、戦後の『差別をされない』という憲法的価値観としての差別禁止を引き出した。この『差別禁止』という憲法的価値観は、その後の運動体や行政の努力と市民意識の発展のもとで、今日では社会的価値観として主流的位置に昇華しつつあり、法制度的規範として確立できるかどうかという段階に到達してきたと言える」（甲31）。

つまり、債権者部落解放同盟の「業務」は、差別をなくすための憲法の基本精神の具体化を行うための活動一般をさすといえる。

## 2 活動の成果の減殺による「業務」妨害

### (1) 債権者部落解放同盟の従前の活動の成果

債権者部落解放同盟は、部落問題とは部落差別の存在を容認・助長してきた社会関係の問題であるとして、結婚や就職、居住など人生の節目で発生する差別について、被差別部落に対する差別廃絶の重要な課題として取り組んできた。具体的には、人事資料や身元調査のために悪用された「壬申戸籍」や「部落地名総鑑」について、各方面にさまざまな働きかけを行ってきた。

## ア 「壬申戸籍」について

明治政府が作成した初めての全国的な戸籍が壬申戸籍である（1871年に戸籍法が制定、翌1872年に施行）が、この戸籍には、氏名・生年月日の他に「族称」、犯罪歴などが詳しく書かれ、「族称」欄には施行前の準備段階では「穢多」や「非人」などと記載があった。準備期間中だった1871年8月28日には太政官布告によって「解放令」が出されたが、戸籍簿には上記記載が残っているものも多く、また訂正後も「新平民」「元穢多」「元非人」など差別的記載がなされているものもあった。

これらが身元調べなどに悪用されたため、1925年、司法省は市町村長が職権で記載を抹消できる旨知らせ、1947年、司法大臣は戸籍簿を改製するように訓令を出した。

しかし、なお、1967年になっても、この壬申戸籍が就職差別に悪用されていたことが判明した。手数料を払えば市町村の窓口で誰でも他人の戸籍簿を見ることができ、戸籍の謄本や抄本の交付も受けることができたため、第三者が身元調査目的で戸籍簿を利用することができたためである。

1968年1月、債権者解放同盟は「壬申戸籍」の廃棄要求闘争に立ち上がり、法務省に対して、差別的戸籍を公開して差別を拡散してきた責任と戸籍法の不備を追及した。法務省は、壬申戸籍について、同月11日には親族以外の閲覧を禁止し、同年3月4日には全面的に閲覧を禁じ、市町村から各地方の法務局に回収する措置をとった（現在も厳重に保管）。さらには、1976年、戸籍法は国会で改定され、戸籍公開には一定の制限が加えられるようになった。

## イ 部落地名総鑑について

1975年、『人事極秘・特殊部落地名総鑑』がダイレクトメールを

使って販売されていることが発覚したのを発端に、「部落地名総鑑」差別事件が明らかになる。後に、「部落地名総鑑」は1種類ではなく法務省の発表でも8種類にも及んでいることが明らかになるのであるが、これら「部落地名総鑑」には、被差別部落の名称、所在地、戸数、主な職業などが都道府県別に記載され、なかには新・旧地名を表示したもののや、被差別部落の見分け方などが掲載されていたものも含まれていた。ダイレクトメールの内容、「部落地名総鑑」の作製者や購入者の証言等から、同書が採用や結婚において被差別部落出身者を排除するためのものであるのは明らかであった。

1975年12月15日、「労働大臣談話」が出され、「同和関係住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他様々の差別を招来し助長する悪質な冊子が発行され、一部企業の人事担当者に販売される事件が発生したことは、誠に遺憾なことであり、極めて憤りにたえない」として、それまでの国の施策の点検をおこない、企業啓発・指導などを強化する決意が表明された。また同日、総理府総務副長官と法務・文部・厚生・農林・通産・労働・建設・自治各事務次官連名で、各都道府県知事・各指定都市市長などに宛てて、「…この冊子は…特に同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々な差別を招来し、助長する極めて悪質な文書であると断定せざるを得ない。…住民に対する啓蒙、企業に対する指導について十分の配慮をお願いする。…」という内容の通達を出した。

さらに労働省は、「談話」にとどまらず、経済団体連合など経済6団体に対しても、就職差別をしないように注意する「要請文」を出し、労働省職業安定局長名による業種別民間企業92団体に対する要請文書も出した。

1977年12月、労働省は、100名以上の従業員を抱えている

国の事業所において「企業内同和問題研修推進員」を設置することを求める通達を、都道府県知事宛に発出した。部落差別調査を規制する条例も、1985年3月の大阪府「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の制定を皮切りに、熊本県、福岡県、香川県、徳島県で制定された。

また、法務省は発覚以後、各法務局を通じて購入企業を探し出し、購入ルートなどを調査する一方、各企業が購入した「部落地名総鑑」やチラシを回収し、法務省に集めていた。その後、順次、回収された「部落地名総鑑」等（4種113冊と5種類のチラシ7枚）は、1977年9月、解放同盟中央委員長の立会いのもと、東京の大井清掃工場で焼却処分された。

その結果、部落問題をはじめとする人権問題に取り組み、研修等を計画的に行う企業があらわれ、各地に同和問題企業連絡会が結成された。

これらの成果は、明らかに、前述したような目的をもって行われた債権者解放同盟らの活動が担った活動の成果である。

## (2) 債務者の行為による影響

しかし、債務者の行為は、全国の部落がリストアップされた情報に誰もがどこからでもアクセスできる状態を作り出すものであって、債務者が出版を準備した出版物は、就職差別や結婚差別に悪用されるおそれが高きわめて高い。これは、差別の解消をめざす債権者解放同盟のこれまで積み上げてきた取組み（それは前述のとおり、企業や行政で一定の成果を勝ち得てきた）を水泡に帰することにつながる。

債権者解放同盟の「業務」は継続性を持って行われているのであるから、これまでの取組みの成果が無効化されることによって、債権者解放同盟の現在及び将来の活動には著しい支障が生じる。

### 3 債務者の行為によって直接発生する「業務」に対する妨害

#### (1) 債権者解放同盟の業務への支障

本件出版予定物の出版によって、これを見た第三者が、債権者解放同盟本部や各支部あるいは構成員に対して、差別ハガキの送付や電話等の嫌がらせを受ける危険がある。また、債務者の行為そのものに対して、債権者解放同盟として対応を行う必要が生じたところ、その対応によって、債権者解放同盟の通常の業務の遂行に支障を来し、ひいては業務の著しい能率低下を引き起こすおそれがある。

#### (2) 債権者解放同盟のこれまでの具体的な対応状況

本件ウェブサイトへの記事掲載と本件書籍の出版について、債権者解放同盟の役員らは、関係各所への働きかけや債務者らへの対応などを余儀なくされ、通常業務の一部に停滞が生じるなど、すでに一定の業務遂行への支障が発生している。

##### ア 行政機関への申入れ

債権者解放同盟中央本部は、本年2月15日、法務省に対して、①本件出版予定物は部落差別を助長するものとするが、見解を明らかにされたい、②この書籍が販売されないように具体策を図られたい、③作成者に対して厳正なる指導を行われたい、などを内容とする申入れを行った。

さらに、2月25日、北陸事務所が石川県と富山県に、2月26日、神奈川県連が横浜地方法務局に、3月9日、福岡県連が福岡県に、3月10日、京都府連が京都地方法務局に、愛知県連が名古屋法務局、名古屋市、愛知県に、3月14日、広島県連が広島県に、京都府連が京都府に、3月18日、大阪府連が大阪府に、3月24日、福岡県連が福岡法務局に、4月21日、福岡県連が福岡県に、それぞれ申入れを行うなど、地方組織も同様の申入れや要望書の提出を行っている。



## イ 出版・流通各社等への申入れ

また、これと並行して、債権者解放同盟は、本年2月から3月にかけて、書籍を扱う出版・流通各社に対して、「書店における発行・販売などの取り扱いを行わないように強く要請する」という内容で申し入れを行った（これに対しては、ほとんどの関係者から「取り扱わない」という回答をいただいた）。また、インターネット通販のアマゾンに対しても予約販売の禁止を要請し、アマゾンはこれを了解した。

本仮処分に関しては、その後、債務者が仮処分申立ての記録一式をヤフー株式会社が提供するオークションに出品したため、債権者解放同盟は、ヤフーに対しても販売停止の申入れを行っている。

## ウ 債務者に対する申入れ

さらに、債権者解放同盟は、本年3月3日、「示現舎 編集長 鳥取ループこと宮部龍彦様」宛にメールを送信し、「差別書籍として社会的に認知されている『部落地名総鑑』の『原典』と付した書籍を復刊しようとする行為は、到底看過できるものではなく、強く抗議をするとともに、発行の停止と撤回を求める」として面談を申し入れた。そして、債務者代表者宮部と時間・場所について調整の上、同月8日午後、新宿の喫茶店で、債権者解放同盟中央本部の西島藤彦書記長（債権者のうち1名）及び大西聡事務長と債務者代表者宮部（こと鳥取ループ）とは面談を行った。

債務者代表者宮部は、債務者ホームページ上に、「鳥取ループ」の名前で記事を掲載し、この経過について公開している（3月8日の面談について3月9日に掲載）。そこでは、債権者西島が「差別が蔓延している状態で、部落の場所を暴露すると、差別者に利用され、差別を助長するということになる」と述べたのに対し、宮部が「隠すことこそが差別を助長する」という自説を展開し、本件ウェブサイト目録1な

いし3の掲載を自分が行っていることを前提として、「『そもそも解放同盟は一政治団体であって、当事者ではなく、私がそのような約束はできないし、仮にここで約束をしたとしても必ず破る』という旨を伝えた」という状況が報告されている（甲11）。

#### 4 構成員の人格権の侵害による「業務」妨害

##### (1) 構成員の人格権侵害

まず、債務者の行為によって、債権者解放同盟の構成員たる同盟員について、プライバシー権や名誉権、差別されない権利といった人格権の侵害が生じていることは、申立書において個人債権者に関して主張したとおりである。

##### (2) 業務を遂行する権利の性格

###### ア 東京高裁平成20年7月1日決定

申立書で指摘したように、損害保険会社（株式会社）が、多数回・長時間にわたって電話を繰り返すなどした顧客に対して業務妨害禁止の仮処分を求めた事件の抗告決定（東京高裁平成20年7月1日）は、「法人の業務妨害に対する当該法人が現に遂行し又は遂行すべき『業務』は、財産権及び業務に従事する者の人格権をも内容に含む総体としての保護法益（被侵害利益）といえることができる。そして、このような業務を遂行する権利は、法人の財産権及び従業員の労働行為により構成されるものであり、法人の業務に従事する者の人格権を内包する権利といえることができる」として、業務遂行権に基づく差止請求権を認めている。

同決定は、この法人による仮処分の申立ては、債権者の被保全債権としての「営業権」は、単に営利行為一般としての財産的利益の追求のみを含むものではなく、財産利用権と個々の従業員の人格権との総体としての「業務を遂行する権利」が被保全債権であるとして、法人

の人格権に準ずるものとして取り扱ったものである。

たしかに、営業活動は、人の身体や精神に関する権利である人格権と直接結びつくものではない。しかし、現代社会において精神活動と身体活動を明確に分けて考えることは困難であり、また、「業務」に自然人たる従業員の行為が当然に含まれる以上、「業務」に対する妨害が従業員に対して受忍限度を超える困惑や不快を与えるときは、法人の業務に従事する者の人格権の侵害とも評価できること、法人が従業員に対する安全配慮義務を有するものであることからすると、上記決定の結論は当然であると評価できる。

#### イ 債権者解放同盟における構成員の性質

権利能力なき社団では、構成員と団体との関係はもっと密接である。権利能力なき社団における財産の帰属は、団体の構成員は財産の使用収益権を持つが、各構成員が共有財産の分割請求や自己の持分の処分をすることができない「総有」であるとされ（最判昭和32年11月14日）、共有持分権の大きさを観念できないため、業務執行方法の決定には、結果的に構成員全員の合意が必要となると解されている。とすれば、債権者解放同盟の権利行使は、構成員の個々の権利の総体として行われるものと観念することができるため、業務を遂行する構成員の人格権が団体の業務上の権利として還元される程度は、法人の場合と比較してもより強くなるといえる。

さらに、上述したように、債権者解放同盟は、差別解消という共通の目的を、憲法の基本精神の具体化を行うための活動一般である「業務」を遂行することによって、構成員自身が闘いとるということをめざす団体である。とすれば、債権者解放同盟における「業務」は、その目的の特殊性からいって、「構成員」の人格権の実現と分かちがたく結びついているといえる。

つまり、債権者解放同盟の「業務」は、債権者解放同盟の財産権を前提にしつつも、その構成員の人格権をその重要な内容とする総体としての保護法益である。

とすれば、構成員の人格権侵害が債務者の行為によって発生しており、債権者解放同盟の「業務」は構成員の権利を守るための活動であることからすれば、構成員の人格権が侵害されたことで、債権者解放同盟の「業務」の侵害が発生していると評することができる。

## 第2 多発する戸籍謄本等不正取得事件について

次のとおり甲34～甲39の疎明資料を提出する。

### 1 2005年に発覚した兵庫県、大阪府、京都府の事件（甲34・35）

申立書において「兵庫県、大阪府、京都府の行政書士や司法書士が、職務上請求用紙を不正使用して、約500件の戸籍謄本等を全国から不正取得していたことが発覚した。」と主張した。これは正確には、兵庫、大阪が行政事件に関する事件で、京都の事件が司法書士に関する事件である。

兵庫、大阪の行政書士の事件は、兵庫県神戸市・宝塚市、大阪市で3人の行政書士が1件3000円程度の報酬を得て、職務上請求で戸籍謄本等を全国から大量に取得していたという事件である（甲34）。この不正発覚の発端となった興信所の業務日誌には、「部落地名総鑑」とみられる書籍の貸し借りが記されており、不正取得した戸籍謄本と「部落地名総鑑」とを照合していた可能性がある（甲34）。

行政書士らによる戸籍謄本などの不正取得問題で、京都司法書士会所属の司法書士が「職務上請求書」を悪用して、全国各地で戸籍謄本や住民票を請求し、2003年11月京都地方法務局の懲戒処分を受けていたことが発覚した（甲35）。

- 2 2006年に逮捕された名古屋の事件（甲36）  
2006年2月9日付の毎日新聞記事を提出する（甲36）。
- 3 2007年8月に発覚した三重県の事件（甲37）  
2007年8月11日付の伊勢新聞記事を提出する（甲37）。
- 4 2007年12月に発覚した大阪府の事件（甲38）  
2007年12月19日付の朝日新聞記事等を提出する（甲38）。
- 5 プライム事件（甲39）  
2011年12月28日付の朝日新聞記事を提出する（甲39）。

以上